

第十八回

大津町農業委員会

令和六年十二月十日

第18回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日(火) 9:30から11:00

2. 場所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員 (11人)

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	6番 宮崎 恵美	7番 府内 公生
8番 岩本 勝	9番 今村 太	10番 大村 礼美
11番 荒木 博文	12番 津田 恵美	

出席農地利用最適化農業委員 (7人)

1番 阪田 正彰	8番 荒木 幸一	9番 石原 龍二
11番 和田 勇一郎	14番 坂本 千海	16番 松永 富幸

4. 欠席農業委員 (1人) 5番 宮崎 京子
欠席推進委員 (2人) 10番 西本 和重 15番 永田 陽一

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
日程第9	議案第6号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画の意見について
日程第10	議案第7号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 田上 克也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和6年12月10日 第18回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和6年12月、第18回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員の過半委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。6番 宮崎 恵美委員と7番 府内 公生委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。12月の第18回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。12月の第18回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議案書は1P～2Pとなります。今回6件の申請がなされております。3条の1です。調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の

要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除されています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

申請地は大字錦野地内にある農地1筆です。

申請理由は、贈与による所有権の移転です。飼料用米及び麦の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、錦野地区ですので、荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字錦野地内の農地です。

申請の内容は、錦野地内の田1筆、1,972㎡について贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家で、申請地の周辺に住居があります。今回、親族関係の譲渡人から贈与の話があり、双方で意見が一致したため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
錦野地区担当は阪田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～5Pをお願いいたします。

申請地は大字矢護川地内にある農地3筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。主食用米の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですので今村委員から説明をお願いします。

今村委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字矢護川地内の農地です。

申請の内容は、矢護川地内の田3筆、3,892㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

申請地は、譲受人の親族が所有する農地であり、双方で売買に関する話がまとまり今回の申請となりました。

譲受人は主食用米の栽培を行う予定で、農業機械は、祖父である譲渡人から使用貸借する予定で、労働力、営農技術も問題ないと思われま

す。現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

担当農業委員の説明が終わりました。

矢護川地区担当は永田推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局

永田委員より「特に意見はありません」と連絡が来ております。

会長

担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は6P～7Pをお願いいたします。
申請地は大字矢護川地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。飼料作物の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですの
で今村委員から説明をお願いします。

今村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字矢護川地内の農地です。
申請の内容は、矢護川地内の田1筆、574㎡について売買による所有権の
移転を行うものです。
申請地は、譲渡人から売買の話があり、双方で売買に関する話がまとまり今
回の申請となりました。
譲受人はイタリアンの栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農
技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
矢護川地区担当は坂本推進委員です。今回の申請についてご意見等はござい
ませんか。

委員意見 特に意見はありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、

ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の4、調査書は4P、申請地見取図は8P～9Pをお願いいたします。
申請地は大字矢護川地内にある農地1筆です。
申請理由は、代物返済による所有権の移転です。人参の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですの
で今村委員から説明をお願いします。

今村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字矢護川地内の農地です。
申請の内容は、矢護川地内の畑1筆、6,558㎡について代物返済による
所有権の移転を行うものです。
申請地は、譲渡人から代物返済の提案があり、双方で話がまとまり今回の申
請となりました。
譲受人は人参の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も
問題ないと思われまます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

3条の4につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に定める「議事
参与の制限」により、坂本推進委員には退室をお願いします。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の4、代物返済による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

坂本推進委員は入室をお願いします。

続きまして、3条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の5、調査書は5P、申請地見取図は10P～11Pをお願いいたします。
申請地は大字新地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。牧草の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、新地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字 新 地内の農地です。
申請の内容は、新地内の田1筆、32㎡について売買による所有権の移転を行うものです。
申請地は、譲渡人から売買に関する相談があり、双方で売買に関する話がまとまり今回の申請となりました。
譲受人は牧草の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われまます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
新地区担当は西本推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 西本委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の5、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の6について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の6、調査書は6P、申請地見取図は12P～13Pをお願いいたします。
申請地は大字引水地内にある農地1筆です。
申請理由は、贈与による所有権の移転です。栗の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字引水地内の農地です。
申請の内容は、引水地内の畑1筆、1,605㎡について贈与による所有権の移転を行うものです。
申請地は、譲受人の親族が所有する農地であり、双方で贈与に関する話がまとまり今回の申請となりました。
譲受人は栗の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われまます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 何もありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の6、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。
4条の1、意見書(案)は7P、申請地見取図は14P～15Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は道路・水路整備への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字引水地内で、県道大津植木線の丹防橋の南に位置する農地です。
今回、同時に共同住宅への転用申請がされていますが、自己所有農地内に道路及び水路が含まれていることが分かり、道路、水路を付け替えし、町に寄付することとなり、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地は自己所有地で、用水の利用も無く、農地の分断もなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われれます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、道路・水路整備への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

4条の2、意見書(案)は8P、申請地見取図は16P～17Pをお願いいたします。

申請地は大字高尾野地内の農地です。

1の転用目的は植林への転用です。

農地区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」です。

なお、平成24年に相続した土地ですが、現地は既に植林されており、山林化しています。現状どおり山林として利用したい事と農地法の理解が不足し無断転用したことについて始末書の提出がしてあります。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、高尾野地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字高尾野地内で、県道北外輪山大津線の中核工業団地南側に位置する農地です。
申請地は、30年以上のヒノキや杉が生育しており、畑に戻すのは相当の労力、費用が必要で、現況のまま山林として利用するのは致し方ないと考えます。
申請地に隣接する農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われま。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
高尾野地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

4条の2、植林への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は4Pをお願いいたします。今回5件の申請がなされております。
5条の1 意見書(案)は9P、申請地見取図は18P～19Pをお願いいた

します。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は貸資材置場への転用で所有権の移転です。

農地区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」です、代替地の検討もされており、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、国道325号線の杉水公園北側の農地です。

申請の内容は、譲受人は申請地を転用後、自身が代表取締役の法人に資材置場として貸し出す予定です。申請地は国道325号に近く、交通の便が良く、資材置場として利便性が良く、今回の申請となりました。

隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われま。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

・推進委員出席→杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 貸資材置場への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は10P、申請地見取図は20P～21Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への転用で賃借権の設定です。

農地区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」です、代替地の検討もされており、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、人権啓発福祉センターの西側に位置する農地です。

申請の内容は、賃借人が半導体大手企業の工事の関係者及び作業用車両300台の駐車場を、探していたしたところ、賃貸人と話がまとまり今回の申請となりました。なお、工事現場には工事関係者はマイクロバスで送迎の予定です。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 申請地は、これまで樹芸木の栽培を行い、つつじ園として整備されてきたところですが、つつじの消毒は年数回行いますが、最近では申請地周辺の開発が著しく、共同住宅や駐車場の転用が増加しており、管理が難しい状況にあります。植栽されていたつつじ約3万本は、現在、町内の別の圃場に移植中です。集落の中心部に駐車場や住宅等が増加すると車両の通行量も増加するため安全面では心配な点がありますが、今回の転用申請はやむなしと思います。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、駐車場への転用で賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は11P、申請地見取図は22P～23Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で使用賃借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字引水地内で、県道大津植木線の丹防橋の南に位置する農地です。

申請の内容は、申請地は上下水道が整備され住環境が整った土地です。申請人が代表取締役となっている法人の収益を図るため計画をされ、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地は無く、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

引水地区は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、共同住宅への転用で使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は12P、申請地見取図は24P～25Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への転用で貸借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、国道325号沿いの車両販売業法人の西側に位置する農地です。

申請の内容は、申請法人は、現地で自動車の販売、点検整備の業務をしており、当初想定より需要が増えたことにより車両置場が不足しており、隣接している申請地を駐車場として利用するため今回の申請となりました。申請地に隣接する農地無く、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の4、駐車場への転用での賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 4ページの議案書では5条の7となっておりますが、現地調査時の5条の5と5条の6が書類不備により次回総会案件となりましたので、議案書の5条の7を5条の5に読み替えをお願いします。併せて、見取図P30の右上表示も5条の5と読み替えをお願いいたします。
5条の5 意見書(案)は13P、申請地見取図は30P～31Pをお願いいたします。
申請地は大字大津地内の農地です。
1の転用目的は宅地分譲への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄委員から説明をお願いいたします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、美咲野団地から北へ約150m入った農地です。
申請の内容は、譲受人は宇土市に本社を置き、不動産業を中心に事業を行っています。申請地は上下水道が整備され、住環境の良い場所であり、宅地分譲43区画を計画し、今回の申請となりました。
申請地に農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われま。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段ございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、宅地分譲への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第4号についてご説明いたします。
議案書は5P～9Pとなります。
議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

令和7年4月からは中間管理事業推進法による中間管理機構を介した貸借に1本化されますが、基盤強化法による相対の貸借権設定も本年度末までは活用できます。希望される方については従来どおりの相対での貸借権の設定を行うものです。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は17件です。1番から8番が再設定で、9番から17番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は71,602㎡(約7町2反)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくをお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はありませんか。
（意見・ご質問なし）
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の利用権設定について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成と認めます。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。
議案書は10Pとなります。
議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。
11月の総会で、11月から一括方式も再配分も中間管理事業推進法による統一様式とすることになり、基盤強化法の一括方式の上程は今後ありませんと説明していましたが、書類不備により議案上程が遅れたため、今回、基盤強化法による一括方式として上程するものです。
令和元年11月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという2つの権利設定を1つの集積計画に記載し、3者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設され、期間短縮・事務の簡素化を図るものです。
申出書面積の合計は6,438㎡（約6反）です。
貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載

のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第9、議案第6号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案書は11P～12Pとなります。

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は3件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、17,514㎡(約1町8反)、対価の合計は19,905,280円です。

番号1～2につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

番号3は、5月の総会で審議した、公社が買い入れた農地を担い手経営体へ売り渡すものです。公社手数料を含んだ10a当りの売り渡し単価は1番が1,020,000円です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第6号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第10、議案第7号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 先月、11月から議案の記載方法が変更になることを説明いたしました。

国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1本化されます。

10月までは、基盤強化法による一括方式の議案と、中間管理事業推進法による再配分の議案を分けて上程していましたが、中間管理機構が11月から一括方式も再配分も中間管理事業推進法による統一様式とすることになりましたので、今回から1つの議案として上程しています。

左の番号の下に一括方式と再配分の区分を明記しています。

また、再配分については、これまで、再配分の相手方のみ記載していたため、それまでの経過が分かりませんでしたので、今回から「貸人」・「転貸人」・「前借人」・「借人」を記載し、所有者から公社が借り受け、その後担い手に貸付けた後、どの担い手に再配分したのかが分かるようにしております。

令和7年4月以降は、議案第4の基盤強化法による利用権設定も、議案第5号の基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第7号についてご説明いたします。

議案書は13P～15Pとなります。

議案第7号 農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてご説明申し上げます。

今月の申請は8件で、すべて一括方式となっており、再配分はありません。

申出書面積の合計は82,842㎡（約8町3反）です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

これまでの計画については、農地中間管理事業推進法第18条第1項第3号に基づき、農地中間管理機構は計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ関係する農業委員会に意見を聴くとされていたことから議決後に意見書を提出していましたが、今後は、同法同項第11条の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、農地法第3条第2項で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・ご質問なし）

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画（案）について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第7号 農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程11、議案第8号を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)
お手元に配布しております「R6. 12. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

(事務局次長が資料を説明)

- ・ 1月の現地調査及び小委員会予定について
案はR7. 1/6 (月) 午前9時00～
- ・ 1月の定例総会予定について
案はR7. 1/14 (火) 午前9時30～
- ・ 毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について

会長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和6年12月の第18回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和6年12月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 恵美

議事録署名委員 宮崎 恵美

議事録署名委員 府内 公生